

○須坂市空き家活用事業補助金交付要綱

令和4年3月18日告示第79号

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の空き家の利活用の活性化、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家の有効活用に資する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 須坂市空き家バンク事業実施要綱（平成26年告示第138号。以下「実施要綱」という。）第2第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (2) 登録空き家 空き家バンクに登録されている空き家をいう。
- (3) 登録者 実施要綱第4第2項の規定による登録を受けた者をいう。
- (4) 購入者 須坂市空き家バンク利用申込みを行い、売買契約の締結により新たに登録空き家の所有者となることが決定している者をいう。
- (5) 転入者 購入者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
ア 売買契約の締結の際に市外に住民登録があり、購入空き家改修後に当該住宅に転居する者
イ 市内に転入後3年を経過していない者で、購入空き家改修後に当該住宅に転居するもの
- (6) 媒介手数料 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（昭和45年建設省告示第1552号。以下「告示」という。）に規定する報酬の額をいう。
- (7) 空き家整理事業 登録者が登録空き家を売却又は賃貸するための事業であって、家財道具等を撤去又は処分すること及び屋内又は屋外の清掃等を行うものをいう。
- (8) 賃貸空き家改修事業 登録者が登録空き家を賃貸するための事業であって、登録空き家に係る改修工事を行う事業をいう。
- (9) 購入空き家改修事業 購入者が登録空き家を活用又は管理するための事業であって、当該登録空き家に係る改修工事を行う事業をいう。
- (10) 公共下水道接続事業 登録者又は購入者が登録空き家を公共下水道に新たに接続するための事業であって、当該登録空き家に係る公共下水道接続工事を行う事業をいう。
- (11) 相続登記補助事業 空き家の相続人が相続した空き家の不動産登記簿の名義を変更するための事業であって、空き家の不動産登記簿の名義の変更に係る手続きを行う事業をいう。
- (12) 媒介手数料補助事業 空き家の売買又は賃貸借契約の際に発生する媒介手数料の一部を補助する事業をいう。
- (13) 空き家活用事業 空き家整理事業、賃貸空き家改修事業、購入空き家改修事業、公共下水道接続事業、相続登記補助事業及び媒介手数料補助事業をいう。
- (14) 市内施工業者等 市内に本店若しくは営業所等（市に法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。）を置く法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

(事業の種類、経費等及び補助額)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経費等	補助額
空き家整理事業	登録者が行う、登録空き家の家財道具等を撤去又は処分に要する経費及び屋内又は屋外の清掃等に要する経費	2分の1以内の額。ただし、10万円を限度とする。
賃貸空き家改修事業	登録者が当該登録空き家の性能の回復のために改修を行う工事で、次に掲げる経費。ただ	2分の1以内の額とし、40万円を限度とする。ただし、空き家整理

	し、工事費が20万円以上のものに限る。 (1) 住宅の内装、屋根又は外壁等の改修工事。ただし、別棟の物置及び車庫等に係る工事は補助対象としない。 (2) 住宅設備機器等の改修工事。ただし、建物に固定しない家電製品等の購入費用は補助対象としない。 (3) 隣接地との境界に設置されている擁壁、ブロック塀、フェンス等の改修工事	事業の補助金の交付を受けていないときは、50万円を限度とする。
購入空き家改修事業	購入者が当該登録空き家の性能の回復若しくは向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善のために行う工事で、次に掲げる経費。ただし、工事費が20万円以上のものに限る。 (1) 住宅の内装、屋根又は外壁等の改修工事。ただし、別棟の物置及び車庫等に係る工事は補助対象としない。 (2) 住宅設備機器等の改修工事。ただし、建物に固定しない家電製品等の購入費用は補助対象としない。 (3) 隣接地との境界に設置されている擁壁、ブロック塀、フェンス等の改修工事 (注) 賃貸空き家改修事業による補助金の交付を交付日から起算して3年以内に受けている住宅の改修をする場合は、補助対象としない。	2分の1以内の額とし、40万円(転入者にあつては、60万円)を限度とする。ただし、空き家整理事業の補助金の交付を受けていないときは、50万円(転入者にあつては、70万円)を限度とする。
公共下水道接続事業	賃貸空き家改修事業及び購入空き家改修事業に合わせて行う、公共下水道に新たに接続するための工事に係る経費。ただし、下水道受益者負担金等及び衛生設備器具等の購入、取付に係る費用は補助対象としない。	2分の1以内の額とし、50万円を限度に、賃貸空き家改修事業及び購入空き家改修事業の補助額に加算する。
相続登記補助事業	空き家バンクに登録するために行う、空き家の相続登記に係る経費	2分の1以内の額。ただし、5万円を限度とする。
媒介手数料補助事業	空き家の売買又は賃貸借契約の際に発生する媒介手数料のうち、告示第7又は第9の規定に基づき算出された媒介手数料。ただし、告示第2又は第4にかかる範囲の媒介手数料は除く。	3分の2以内の額

- 2 同一の住宅に係る補助金の交付は、前項に規定する事業ごとに1回限りとする。ただし、補助金の交付決定額が限度額に達するまでは第5の規定に基づき交付申請することができる。
- 3 同一の申請者に係る補助金の交付は、同一の事業年度につき第1項に規定する事業ごとに1回限りとする。
- 4 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 第1項に規定する対象経費に対して、重複して市の他の補助金を受けることはできないものとする。
- 6 空き家活用事業は、第6の規定による補助金の交付決定が行われる前に、事業に着手してはな

らない。ただし、交付決定が行われる前に着手する特段の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(交付対象者)

第4 第3に規定する補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に該当する者とする。

(1) 空き家整理事業 次に掲げる要件の全てを満たす登録者

ア 補助金の交付確定を受けた日から3年以内に、当該登録空き家に係る空き家バンクの登録を自ら取り消さないこと。ただし、登録者の責めによらない理由があると市長が認める場合は除く。

イ 補助対象経費に係る工事等は、市内施工業者等に発注すること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

ウ 同一の事業年度にこの補助金を受けていないこと。ただし、第3第2項後段に該当する場合は、この限りではない。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有していないこと。

オ 市税等を滞納していないこと。

カ 登録空き家の売却又は賃貸を行う媒介業者は、実施要綱第2第4号に規定する事業者であること。

(2) 賃貸空き家改修事業 登録者であって、前号の要件の全てを満たすもの

(3) 購入空き家改修事業 次に掲げる要件の全てを満たす購入者

ア 補助金の交付申請が、登録空き家の売買等の契約を締結した日から1年以内であること。

イ 補助金の交付確定を受けた日から起算して5年以上当該登録空き家を活用又は管理すると誓約できること。ただし、購入者の責めによらない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

ウ 第1号イからカまでの要件を満たす者

(4) 公共下水道接続事業 須坂市下水道排水設備改造等資金融資あっせん要綱(平成7年告示第67号)による融資を受けていない者

(5) 相続登記補助事業 次に掲げる要件の全てを満たす相続人

ア 相続登記が完了した後に、速やかに当該空き家を空き家バンクに登録申請すること。

イ 第1号イからオまでの要件を満たす者

(6) 媒介手数料補助事業 第1号ウからカまでの要件を満たす登録者

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、須坂市空き家活用事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、相続登記補助事業及び媒介手数料補助事業については、第2号の書類を除く。

(1) 補助対象経費に係る見積書の写し(媒介手数料補助事業の場合は、媒介手数料の算出根拠が分かる書類)

(2) 現況写真

(3) 住民票の写し(第2第5号アに該当する者)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条第5号に規定する事項は、次に掲げるものとする。ただし、賃貸空き家改修事業及び購入空き家改修事業において、登録者又は購入者が自主改修を行う場合は、第3号を、媒介手数料補助事業の場合は、第2号を除く。

(1) 対象物件の所在地

(2) 事業着手の予定期日

(3) 施工若しくは委託業者又は媒介業者
(交付決定書)

第6 規則第6条に規定する決定書は、須坂市空き家活用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、須坂市空き家活用事業変更申請書(様式第3号)に変更後の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1号で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更

(2) 交付決定を受けた事業の成果に低下をもたらさない細部の内容変更

(3) その他市長が認めるもの

3 市長は、第1項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、須坂市空き家活用事業変更承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

4 補助対象者は、交付決定を受けた事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに須坂市空き家活用事業遅延等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により補助対象者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助対象者は、交付決定を受けた事業を中止又は廃止をしようとする場合は、須坂市空き家活用等事業中止等届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、須坂市空き家活用事業実績報告書(様式第8号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施工若しくは委託業者又は媒介業者の領収書の写し又はこれに相当する書類

(2) 空き家整理事業、賃貸空き家改修事業、購入空き家改修事業及び公共下水道接続事業については、事業の実施状況を確認できる実施中及び実施後の写真

(3) 購入空き家改修事業のうち、転入者については転居後の住民票の写し

(4) 相続登記補助事業については、相続登記が完了したことを確認できる登記簿謄本の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書は、交付決定を受けた事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書)

第10 規則第13条に規定する確定通知は、須坂市空き家活用事業補助金交付確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第11 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、須坂市空き家活用事業補助金交付請求書(様式第10号)によるものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和6年3月18日告示第101号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 1 日告示第174号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
（須坂市下水道排水設備改造等資金融資あっせん要綱の一部改正）
- 2 須坂市下水道排水設備改造等資金融資あっせん要綱（平成 7 年告示第67号）の一部を次のように改正する。
第 4 に次の 1 号を加える。
（6） 須坂市空き家活用事業補助金交付要綱（令和 4 年告示第79号）第 3 に規定する公共下水道接続事業の補助を受けていない者

附 則（令和 7 年 3 月24日告示第90号）
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。